

平成25年度出雲市包括外部監査報告 概要

1 監査の概要

[1] 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

[2] 監査の対象としたテーマ

指定管理者制度の運用状況及び導入施設の管理運営状況について

【対象となった公の施設等】 33施設

No.	対象施設	指定管理者	担当課
1	大社ご縁ネット	NPO法人大社ご縁ネットワーク	広報情報課
2	出雲ゆうプラザ	シンコースポーツ・ 北陽ビル管理グループ	健康増進課
3	クアハウス湖陵	(株)カリス湖陵	
4	平成温泉	NPO法人川と湖いきいき神西	
5	平成スポーツ公園		
6	出雲市民会館	(公財) 出雲市芸術文化振興財団	文化スポーツ課
7	ビッグハート出雲		
8	大社文化プレイスうらら館		
9	平田文化館		
10	出雲文化伝承館		
11	平田本陣記念館		
12	平田スポーツ公園	NPO法人ひらたスポーツ・ 文化振興機構	
13	平田B&G海洋センター		
14	宍道湖公園湖遊館		
15	平田体育館		
16	平田愛宕山プール		
17	平田愛宕山野球場		
18	平田愛宕山庭球場		
19	平田テニスコート		
20	平田ニュースポーツ広場	NPO法人スポーツ振興21	
21	出雲健康公園		
22	出雲体育館		
23	出雲プール		
24	サン・アビリティーズいずも		
25	稗原運動広場		
26	出雲西部体育館		
27	長浜中央公園		
28	湖陵運動広場		
29	湖陵体育センター		
30	湖陵総合公園	NPO法人風の子たき	
31	手引ヶ丘公園		
32	風の子楽習館		都市計画課
33	荒神谷博物館及び荒神谷史跡公園	NPO法人出雲学研究所	市民活動支援課
			文化財課

[3] 監査実施期間

平成25年6月 ～ 平成26年2月

[4] 監査体制

【包括外部監査人】 櫻井 博將（税理士）

【補助者】 金山 知明（税理士）、糸賀 巧（税理士）

2 監査結果の概要（総論）

[1] 指定管理者制度導入について

① 施設の在り方と管理形態の検討状況[指摘事項]

指定管理者制度の創設時に公の施設の管理形態を十分に検討しないまま、管理委託制度から指定管理者制度に移行している。また、全ての公の施設について管理形態（指定管理者制度導入の可否等）を検討したとのことであるが、その検討内容を記録した書類が保存されていない。管理形態を決定するにあたって検討された内容は重要な書類として保存すべきである。

② 指定管理者制度に関する条例の制定方法[監査意見]

指定管理者制度の全体像を示す通則的な条例が存在しないことは、明瞭性の見地から好ましくない。法律により義務付けられているわけではないが、指定管理者に応募する団体が、出雲市の指定管理者制度の骨子を容易に確認することができるようにするためにも通則的な条例を定めるべきである。

③ 指定管理者制度の運用に関する指針（基本方針）について[監査意見]

指定管理者制度の意義を念頭に置いて、一連の事務手続を整理あるいは見直し、具体的かつ体系的な運用指針（基本方針）を策定して公表すべきである。

[2] 選定手続き等の妥当性について

① 公募・非公募の判断[監査意見]

指定管理者を非公募により選定する場合の条件を、今後制定されるべき「通則条例」または「基本方針」に盛り込む必要がある。また、公募・非公募の判断は、透明性、公平性を担保する意味からも指定管理者候補者選定委員会で決定することが望ましい。

② 指定管理者の募集について[監査意見]

指定管理者制度の趣旨からすれば、できるだけ多くの民間事業者等が参入しやすい環境を作る必要がある。そのため、広報媒体等を最大限に活用した積極的な広報活動を行い、市民への周知を図り、指定管理者の応募者数増加を目指すべきである。

③ 指定管理者候補者選定委員会による選定について[指摘事項]

指定管理者候補者選定委員会の選定審査は、1日あたりの件数が多く、形式的なもの

で実態を伴っていないと推認される。選定委員会は独立した公正な立場から、施設ごとの指定管理者の選定審査に真摯に主体的に取り組まなければならない。

また、指定管理者候補者選定委員会設置要綱に定められている以上は、その選定結果を速やかに公表すべきである。

④ 指定管理者候補者選定委員会の意見申述義務について[指摘事項]

選定委員会の意見申述に関する所掌事務は全く機能していない状況にある。この所掌事務を機能させることこそが、市側、指定管理者側の双方にとって効率的かつ効果的な管理運営のために有用である。早急に具体的な方法を検討し、実施すべきである。

⑤ 選定委員の構成について[監査意見]

指定管理施設には多彩な種類があることから、例えば施設の種類毎に選定委員の構成を変えて、外部から有識者を選定委員に登用し、その種類ごとに異なる重要なポイントを押さえた選定審査を促すことが必要と考える。

[3] 協定内容の妥当性について

① 協定内容について[監査意見]

基本協定において、(A) 指定管理者の責務として法令等信義則に従って業務を遂行することに関する事項、(B) 会計区分の明確化として施設ごとの経理事務を独立させ関係帳簿書類等を別途整備保管することに関する事項、(C) 暴力団等の介入排除に関する事項について盛り込むべきである。

② 基本協定に基づく管理運営について[指摘事項]

指定管理制度による管理運営を続けるのであれば、再委託を排してその運営方法を正常化すべきである。または、指定管理制度による管理運営そのものを改め、実態に即した管理形態とすべきである。

③ 運営状況の評価・公表について[指摘事項]

基本協定書の締結時点において、運営状況の評価結果についての公表内容及び公表方法については当然決定しておくべきである。公平性・透明性を担保するという観点から速やかに公表すべきである。

[4] 指定管理料の算定方法の妥当性について

① 維持管理経費等の算定について[指摘事項]

各科目について算定方法を確立し、これに基づいた積算を行うべきである。また、収支決算書の内容について審査表を作成し、これに基づいた審査を行い、その結果を指定管理料に反映すべきである。

② 人件費の算定方法（退職給与引当金の取扱い）について[指摘事項]

適正な人件費の算定のためには、妥当性のある算定方法を検討すべきである。また、

退職給与引当金の取扱いは統一した見解がないため、結果として指定管理者間に不公平が生じている。これについては、是正措置を講ずるべきである。

③ 修繕料について[監査意見]

必要な修繕を行った結果として、協定額と実際の支出との間に生じた差額は精算すべきである。また、修繕については計画的に実施されたい。

④ 指定管理料の変更について[監査意見]

指定管理料は安易に変更等を行うべきではないが、指定管理者側と市側の双方が協議し合意すれば変更することができる。従って、協定額と収支決算額との差異について審査し、変更すべき相当の理由があれば、協議のうえ、適切な変更を加えるべきである。

⑤ 指定管理料の精算について[監査意見]

協定額と収支決算書との差額（収入・支出の科目）について審査し、その理由に基づき精算すべきものがあれば精算すべきである。その精算方法は、指定管理者側と市側の双方が協議のうえ決定すべきである。

[5] 指定管理者による管理運営と出雲市のモニタリングについて

① 利用者サービス向上のための取り組みについて[監査意見]

利用者に対するアンケート調査の実施時や月次報告書の提出時に、市と指定管理者が協議を行い、市が指導・助言しているとのことだが、その内容を記録した書類が作成されていない。協議内容は、指定管理者の評価及び更新の際の判断資料としても大切なものである。様式を統一するなどして記録の作成保存をすべきである。

② 利用者の増加または経費の節減のための取り組みについて[監査意見]

利用者の増加のため、自主事業を継続的に企画実施し、相応の効果を上げている施設もあるが、全般的に取組は低調である。また、明らかに経費の節減につながったと認められる取組も少ない。各施設の方向性、つまり各施設の運営に関する基本理念を定め、これらの実現に向けて様々な事業を展開していくことが必要である。

③ 無償貸与備品等の管理について[指摘事項]

指定管理者は備品台帳等により適切な管理をして、市側はこれをチェックするということが本来の姿である。統一した様式の備品台帳等を整備し適切な管理及びチェック体制を確立すべきである。

④ 事業計画書・月次報告書・事業報告書の検討状況について[指摘事項]

事業の実施が適切に行われているかどうかについて、審査表による厳正的確な審査体制を構築する必要がある。また、審査結果に基づいた指導・助言ができる場として、定例の協議会等を設ける必要がある。

【指摘事項】規則、基準等に違反しているか、その他適正を欠く事項で是正の必要があると認められたもの。 【監査意見】事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から改善を検討する必要があると認められたもの。
